

1 「新たな教師の学びの姿」を実現するための「新たな研修制度」

Q1 教員免許更新制は、なぜ、廃止となったのですか。

A1 教員免許更新制は、
・教員等が常に最新の知識技能を学び続けていくという「新たな教師の学びの姿」との整合性が図られていないこと
・教員免許の失効を避けることが講習受講の目的となり、学びが形式的なものとなりかねないこと
などの理由から、発展的に解消となりました。

Q2 「新たな教師の学びの姿」とは、どのような姿を指すのですか。

A2 「新たな教師の学びの姿」とは、
・変化を前向きに受け止め、探究心をもちつつ自律的に学ぶという「主体的な姿勢」
・求められる知識技能が変わっていくことを意識した「継続的な学び」
・新たな領域の専門性を身に付けるなど強みを伸ばすための、一人一人の教員等の個性に即した「個別最適な学び」
・他者との対話や振り返りの機会を確保した「協働的な学び」
を指しており、教員等一人一人が、変化を前向きに受け止め、探究心をもって自律的に学んでいくことが求められています。

Q3 国の指針には、「教師の学びは、児童生徒の学びのロールモデル」と示されていますが、「教師の学び」と「児童生徒等の学び」は、どのような関係がありますか。

A3 「教師の学び」は、「児童生徒の学び」と同様に、個別最適な学びや協働的な学びの充実を通じて「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ることが重要であり、こうした観点から、「教師の学び」が「子どもたちの学び」の範となるものです。

Q4 「個別最適な学び」とは、どのような学びですか。

A4 資質能力を高める方法に唯一の最適解はなく、教員等一人一人の個性や学ぶ環境、学びに充当できる時間等に応じた自らにふさわしい学びを「個別最適な学び」としています。

Q5 「協働的な学び」とは、どのような学びですか。

A5 校内外の研修での協議・演習等において、同僚や他校の教員等と協力しながら、目標の達成や課題の解決を目指す学びを「協働的な学び」としています。
なお、「協働的な学び」の充実を図ることにより、「個別最適な学び」が孤立した学びに陥ることなく、効果を一層高めることができます。

Q6	<p>OJTや校内研修、校外研修など、教員等には、多様な学び方がある中で、どのような学びが重視されているのですか。</p>
A6	<p>教員等の学び方は、一人一人の個性や学ぶ環境、学びに充当できる時間等に応じて多様で、学ぶ目的や内容に応じて、個別に効果的な方法があると考えられますが、いずれの学びにおいても大切なことは、「理論と実践の往還」です。</p> <p>研修等で得られる理論的な知識と教育活動を通じて高まる実践力を偏ることなく、バランスよく身に付けることが大切です。</p> <p>そのために、例えば、オンデマンド研修等の動画視聴が中心の研修であっても、視聴で得た新たな知識を基に、日々の実践を振り返ったり、自分なりにアレンジして実践してみたりするなど、現場の経験と様々な研修の機会を効果的に組み合わせ資質能力を高めていくことが考えられます。</p>

2 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励

(1) 基本的な考え方

Q7	<p>受講奨励の「受講」とは、何を意味しているのですか。</p>
A7	<p>「受講」とは、道教委等が実施する研修講座への受講のみではなく、教員等の資質能力を向上させるため、自ら興味のある教科や領域、指導方法に関わる校外研修を行うことや参考書等を読むことなどを含みます。</p>

Q8	<p>そもそも受講奨励は、どのような目的で行われるのですか。</p>
A8	<p>対話に基づく受講奨励は、教員等と学校管理職が対話を繰り返す中で、教員等が自らの研修ニーズと、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割などを踏まえながら、必要な学びを主体的に行っていくために行うものです。</p>

Q9	<p>研修履歴はどのような目的で、作成・活用されるのですか。</p>
A9	<p>研修履歴の記録は、教員等との対話に基づく受講奨励の際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員等が自らの学びを振り返る ・学校管理職が研修の奨励を含む適切な指導助言を行う <p>など、効果的かつ主体的な資質向上・能力開発に資することを目的に作成・活用します。</p> <p>研修履歴の記録は、人事管理等その他の目的で活用することはできません。</p>

Q10	<p>「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」を行うことにより、学校や教員等に何を期待しているのですか。</p>
A10	<p>研修履歴記録を対話に基づく受講奨励で活用することにより、教員等が学びの成果を振り返り、自らの成長を実感したり、可視化された研修履歴を基に、さらに伸ばしていきたい分野・領域や新たに研鑽を積みたい分野・領域を見出したりすることができ、主体的・自律的な目標設定やキャリア形成につながることを期待しています。</p>

Q11	研修履歴の記録は、教員等の負担につながりませんか。
A11	<p>研修履歴の記録は、記録の作成自体が教員等の負担となり、研修受講等の妨げにならないよう留意する必要があります。</p> <p>そのため、教員等本人が記録する研修等は、校内研修や教育関係団体が主催する研究大会への参加など、本人が、記録が必要と認めるものに限ることとしています。</p>

Q12	<p>「北海道教職員研修計画」では、市町村教育委員会は受講奨励の具体的な役割分担について要項等で定めることができると示されていますが、具体的にはどのような内容を定めることができますか。</p>
A12	<p>市町村教育委員会が定める受講奨励の具体的な役割分担の内容については、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校管理職への受講奨励の体制 ・少数配置の教員等や教科等の専門的な指導助言が必要な教員等への受講奨励の体制 ・受講奨励の機会の設け方や頻度、年間スケジュール <p>等が考えられます。</p> <p>市町村教育委員会が定めることができる要項等については、「北海道教職員研修計画」の「⑥対話に基づく受講奨励の進め方」の【市町村教委の留意事項】を参照願います。</p>

Q13	<p>学校規模によっては、職員数が多く、校長が一人一人と対話をしていくのは困難ではありませんか。</p>
A13	<p>受講奨励が、校長にとって、過度な負担とならないよう、学校の実情に応じて、副校長及び教頭、主幹教諭との役割分担等を行うことができます。</p> <p>受講奨励の役割分担等については、「北海道教職員研修計画」の「⑥対話に基づく受講奨励の進め方」の【校長以外の教員等への対話に基づく受講奨励】及び本手引の「Point2」を参照願います</p>

(2) 研修履歴記録の対象となる教員の範囲

Q14	<p>記録対象から除かれる「臨時的任用教員等」とは、どのような教員等を指しているのですか。</p>
A14	<p>「臨時的任用教員等」とは、次の教員等を指します（教育公務員特例法（以下「教特法」という。）施行令第2条参照）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 臨時的に任用された者（例：欠員補充による期限付教員など） ② 会計年度任用職員（例：時間講師、民間非常勤講師など） ③ 任期付職員（例：配偶者同行休業代替教員、育児休業代替教員など） <p>なお、再任用職員（定年退職前短時間勤務職員及び暫定再任用職員）は、「臨時的任用教員等」に含まれないため、記録の対象となります。</p>

Q15	<p>なぜ、記録対象ではない臨時的任用教員等に対して受講奨励を行う必要があるのですか。</p>
A15	<p>臨時的任用教員等も教特法第21条の規定により、絶えず研究と修養に努めなければならないことにならないことと変わらないことから、学校においては、研修履歴を活用することを前提としない、対話に基づく受講奨励を行うよう努めてください。</p>

Q16	<p>臨時的任用職員等への受講奨励を行う場合、どのようなことに留意する必要がありますか。</p>
A16	<p>臨時的任用職員等にあつては、研修履歴記録の対象から除かれているため、「北海道における教員育成指標」や「北海道教職員研修計画」を踏まえ、学校の教育目標や学校経営の重点等を達成するために必要な専門性や能力について、個人の校外研修の参加状況やOJT、校内研修での状況を丁寧に聴き取ることが大切です。</p> <p>また、オンライン研修への参加や、校内研修・研究等の学校現場における日常的な学びなど、業務に支障をきたさない範囲での研修等について受講奨励を行い、資質の向上が図られるよう留意してください。</p>

Q17	<p>市町村費負担教職員（市町村立高等学校や公立の幼稚園の教員等を含む）は、研修履歴の記録や当該記録を活用した受講奨励（以下、「記録等」という。）の対象外となるのですか。</p>
A17	<p>市町村費負担教職員については、道教委が定める記録等の対象外となりますが、教特法に基づき、任命権者である市町村教育委員会又は市町村（以下「市町村等」という。）が記録等について定め、実施することとなります。</p> <p>なお、市町村費負担教職員が道教委の研修を受講した場合の、道教委から各市町村等への研修受講に関する情報提供については、市町村費負担教職員がPlantを利用できる市町村では、Plantに記録されたものと情報が重複する場合があることから、令和6年度からは、道教委からの研修受講に関する情報提供は原則行いませんので、各市町村等において必要な受講状況を把握するなど適切に取扱ってください。</p>

(3) 研修履歴の記録の範囲等

Q18	<p>「道教委が実施する研修」とは、どのような種類の研修を指していますか。</p>
A18	<p>「北海道教職員研修計画」に定める基本研修、教育課題研修、専門研修（教職員中央研修は（独）教職員支援機構が主催のため除く。）のほか、道教委（本庁各課や各教育局、道立教育研究所、特別支援教育センター、各道立美術館、道立図書館）が主催する研修を指します。</p>

Q19	<p>「国等が実施する研修のうち、道教委が受講者を集約して推薦等を行うもの」とは、どのような種類の研修を指していますか。</p>
A19	<p>文部科学省や（独）教職員支援機構などが主催する研修のうち、道教委が受講者を取りまとめて、推薦や受講の申込みを行うものを指します。</p>

Q20	<p>「道教委が開設した免許法認定講習又は認定通信教育による単位の修得」とは、どのような種類の研修を指していますか。</p>
A20	<p>免許法認定講習又は認定通信教育は、一定の教員免許状を有する現職教員等が、上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために開設される講習等のことであり、このうち、道教委が開設した講習等を受講し、単位を修得したものを指します。</p>

Q21	市町村教育委員会が実施する研修を記録対象としたのは、どのような理由ですか。
	<p>A21 県費負担教職員に関し、市町村教育委員会が実施する研修は、学校設置者・務監督権者である立場から行われる中核的な研修であり、教員等の資質向上に向け、大きな役割を担っていると考えられるため、記録対象としたものです。</p>
Q22	「記録が必要と受講者本人が認めるもの」について、記録対象としたのは、どのような理由ですか。
	<p>A22 道教委や市町村教育委員会が実施する研修以外にも教員等は絶えず研究と修養に努めているところであり、校内研修などの学校の組織的・日常的な学びや、教員等が自主的に参加する研修などについても、教職生涯を通じた資質向上を図る上で、研修履歴を蓄積し、学びを振り返るという趣旨に適うものであることから、受講者本人が必要と認めるものを記録することとしたものです。</p>
Q23	教員等が日常的に行う研修や自主的に行う研修について、必須記録ではなく、受講者本人が必要と認める場合としたのはなぜですか。
	<p>A23 実施頻度や研修のスタイルも様々なものがあることや、必要な学びは教員個々の状況により異なることなどから、本人が必要とするものを記録することとしたものです。</p>
Q24	管内規模の教科等の学習会やサークルの研修会などの研修も記録することができますか。
	<p>A24 当該研修が、教員等の資質の向上のための取組として実施される研修であり、受講者本人が必要と認めるものは記録できます。</p>
Q25	記録の対象としない「事実上の情報提供や説明会に留まるもの」とは、具体的にどのような事例が該当しますか。
	<p>A25 例えば、例年、年度初めに校内の生徒指導体制に係る「校内研修」等を、体制の共有や確認的に実施しているものや、「研修会」の名称となっているが、実質、教育局や所管課による所管事項の説明のみの内容であるものなど、資質の向上のための取組に当たらないものが該当します。</p>
Q26	道教委が実施する研修のうち、Plantに登録されておらず、一般公開された講座等を自主的に受講した場合、「記録が必要と受講者本人が認めるもの」として、記録することは可能ですか。
	<p>A26 当該受講について、道教委に受講者の報告を要しない場合は、「道教委が実施する研修」に該当しないため、「記録が必要と受講者本人が認めるもの」として記録可能です。</p>
Q27	校内研修などの学校の組織的・日常的な学びは、記録する必要がありますか。
	<p>A27 「記録が必要と受講者本人が認めるもの」として、本人が必要と認める場合に記録することとなります。(Q23の回答を参照。)</p> <p>なお、学校管理職アカウントを使用し、あらかじめPlantに研修を登録することで、研修修了者の履歴を自動記録することも可能です。</p> <p>また、教特法に定める教員ごとの履歴記録とは別に、学校の記録として蓄積しておくことも考えられます。</p>

Q28	校内研修などを受講者本人が自己研鑽の足跡として記録する場合、どのようなことに留意すればよいですか。
A28	教職生涯を通じた資質向上を図るため、研修履歴を蓄積し、学びを振り返るといふ趣旨により記録するものであることから、記録自体を目的とすることのないよう留意してください。

Q29	日常的に校内で行うミニ研修や学年打合せなどの学び合いも記録の対象と捉えてよいですか。
A29	資質向上のため、記録対象として、受講者本人が記録を必要と認める場合には可能です。

(4) 研修履歴記録の方法

Q30	なぜ市町村教育委員会や受講者本人が研修履歴を記録しなければならないのですか。
A30	記録対象となる研修のうち、道教委で受講者を把握できないものについては、記録補助として、それぞれ、市町村教育委員会及び受講者本人に記録作成の協力をいただくものとしております。

Q31	令和5年3月までに受講した研修履歴は、記録する必要はありますか。
A31	令和5年3月までの研修履歴は、教特法上、記録の義務はありませんが、教職生涯を通じた資質向上を図るための学びの振り返りとして、記録が必要と教員等本人が判断するものについて、受講者本人が認めるものとして記録することは可能です。

Q32	研修履歴記録は、どのように保管されますか。
A32	令和6年度から Plant により記録・保管します。

Q33	教員等が異動した場合、研修履歴記録はどのように取り扱われますか。
A33	<p>教職員育成課が Plant 上で人事異動処理を行います。</p> <p>なお、道教委各課等、各市町村教育委員会や各学校での作業はありません。</p> <p>ただし、教員等は、異動後の所属でも同一のログイン ID で Plant を利用することから、本人の認証コード受信用メールアドレスについては、異動前の所属において、異動後の所属でも利用できるメールアドレスに設定しておく必要があります。(メールアドレスは2つ登録できるため、2つ目に異動後の所属でも利用できるメールアドレスを登録しておくことも可能です。)</p>

Q34	他の都府県等へ派遣交流や割愛採用等となった場合、研修履歴記録はどのように取り扱われますか。
	<p>A34 ① 道教委の任用による教員等の身分を保持したまま、派遣等により北海道以外での勤務となった場合は、教特法上、引き続き道教委の定める記録等の対象となりますが、事実上、対話による受講奨励が困難であると考えられるため、派遣期間中は記録の作成を行わないこととします。ただし、Plant による自動記録や、「記録が必要と受講者本人が認めるもの」として、本人が Plant に直接記録することを妨げるものではありません。</p> <p>② 教員等が、他の都府県等に割愛採用となったときは、当該教員等が Plant から履歴記録を出力し、必要に応じ、当該採用先の都府県等の教育委員会に、履歴記録の情報を提供することとなります。</p>
Q35	研修履歴記録の記録漏れが判明した場合、どのように取り扱われますか。
	<p>A35 北海道教職員研修計画第6章(2)③の「研修履歴の記録の範囲等」で定めるそれぞれの記録者が、その都度、記録することになります。</p>
Q36	初任段階教員研修など、年間を通して複数の講座を受講する研修はどのように記録されるのですか。
	<p>A36 I 期、II 期ごとなどでなく、年間を通じて1つの履歴記録として記録することになります。</p>
Q37	研修日程の一部(例: II 期以降、2 日日程の1 日等)を欠席した場合や、初任段階教員研修などについて、年度をまたいで受講した場合の研修履歴記録はどのように記録されるのですか。
	<p>A37 研修履歴の記録は、研修の一部を欠席した場合であっても、研修実施者が受講済と判断する場合には、記録してください。</p> <p>なお、未受講分を翌年度に受講するなどの場合には、記録の引き継ぎが必要なため、年度ごとにそれぞれ1つの記録として記載し、研修名の一番後ろに【I 期受講】【II 期受講】などと記載することになります。</p> <p>ただし、あらかじめ Plant に登録されている研修がある場合については、登録済み研修の修了状況を「修了不可」とした上で、「受講履歴登録」機能を利用し、上記のとおり研修名の一番後ろに受講済みの内容を【】書きで追記した履歴を新たに作成する必要があることに留意してください。</p> <p>記載例) 初任段階教員研修(1 年次)【I 期受講】</p>
Q38	自己研鑽のため、職専免により校外研修を行った場合に求められる報告書は、研修履歴への記録で代替することはできますか。
	<p>A38 所属長への校外研修の報告は、サービス制度上、校外研修として職務専念義務を免除する場合に所定の報告を要することとしているものであることから、研修履歴への記録で代替することはできません。</p>